

クレハグループ行動規範

沿革

2024 年 1 月 1 日 制定 2026 年 4 月 1 日 一部改正

I 総則

1. 目的

クレハグループ行動規範は、企業理念の実践、ビジョンの実現のために、クレハグループ企業行動憲章に基づき、クレハグループ各社の役員、従業員一人一人が業務を遂行する中で、実践すべき行動のあり方を示したものである。

2. 適用範囲

クレハグループ各社の役員および従業員（嘱託、派遣社員、パート従業員やこれに準ずるものを含む）に適用する。

II クレハグループ行動規範 基本姿勢

私達は、社会に有用な価値の創出と責任ある行動を通じて、持続可能な社会の実現を牽引します。そのため、次の 9 原則に基づき、国内外の法律、社会的規範及びその精神を遵守するとともに社会的良識をもって行動します。

経営トップは、この「企業行動憲章」の精神の実現が自らの役割であると認識して経営にあたり、実効あるガバナンスを構築して、社内・グループ会社に周知徹底します。これに反する事態が発生したときは、自ら問題解決、原因究明、再発防止に努め、社会への適時・適切な情報公開を行い、自らも含めて厳正な処置を行います。

（1）持続可能な社会の実現

- ① クレハグループの役員および従業員は、企業理念を実践し、社会に有用な価値の創出と責任ある行動を通じて、持続可能な社会の実現を目指す。

（2）法令・社会的規範およびその精神の遵守

- ① 国内外の法令・社会的規範およびその精神を遵守し、良識ある企業活動を行う。この中には、社内の規程・マニュアルや取引先等との契約書等を遵守することも含まれる。
- ② クレハグループの各事業に関連する各種業法を遵守し、許認可取得および届出等の手続きを確実に実施する。

（3）実効あるガバナンス構築

- ① 経営トップは、事業環境の変化に応じ、実効性のあるガバナンスを構築し、グループ全体のリスク管理を行い、持続的な企業価値の増大を図る。また、「クレハグループ行動

規範」を実行する意志を自ら身をもって示し、海外を含むクレハグループ各社の従業員一人一人にその精神を浸透させ、クレハグループ各社が社会的責任を果たすように努める。

- ② 役員および従業員は、自主的、積極的に法令、社会的規範とその精神を遵守し、社会的良識を持った行動を実践すると共に、業務上の不正や違反に対して見て見ぬふりはしない。法令および「クレハグループ行動規範」に照らし、問題があると思われる事実に関して、上司や各社の定めたコンプライアンス窓口（ホットライン）に通報や相談をする。
- ③ クレハグループ各社は、通報を行った人の個人情報を保護し、プライバシーを遵守する。通報を行ったことにより当人が不利益を被る取り扱いはない。

（４） 問題解決、説明責任の遂行

- ① クレハグループ各社の経営トップは、万が一「クレハグループ行動規範」に反する、もしくは反すると思われる事態が発生した場合には、自らの指揮のもと速やかに事実調査・原因究明を行い、再発防止策を含め、企業としての責任ある適切な対応方針・施策を適時に打ち出す。

Ⅲ クレハグループ行動規範

1. 持続可能な経済成長と社会課題解決への貢献

私達は、社会のニーズに応える社会的に有用な独自性のある差別化された商品と技術を開発・提供し、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図ります。

（１） 社会的に有用な製品・サービスの開発・提供

- ① 社会のニーズ、社会課題を的確に把握し、社会課題の解決および持続可能な社会の実現に貢献する技術、製品・サービスを開発・提供する。
- ② 技術開発、生産技術のイノベーションを図り、新製品・新サービスの開発に取り組む。
- ③ 原材料の調達から、研究開発・製造・販売・使用を経て廃棄に至るまでの全ライフサイクルにわたり安全性、信頼性、環境、人権、その他社会課題への影響について配慮した製品・サービスを社会に提供する。

（２） 知的財産の活用と企業秘密の保護

- ① 知的財産を適切に活用し、社会に有用で差別化された製品・サービスを開発・提供する。
- ② 他者の特許権、商標権、著作権等の知的財産権を侵害する行為は行わない。
- ③ 違法または不正な手段により他者の企業秘密を取得しない。また、違法または不正な手段により取得されたことを知りながら他者の企業秘密を取得・使用あるいは開示しない。
- ④ 企業秘密が漏洩し、意図しない技術流出が起こらないよう、厳重に管理・運用する。

- ⑤ 企業秘密を外部に開示する場合は、秘密保持契約を結ぶ等、漏洩の防止に努める。

(3) デジタルトランスフォーメーションの推進

- ① 多種多様なデータの利活用により、革新的な商品・サービスなど、新しい価値を生み出し、あらゆるウェルビーイングの実現、社会的課題の解決に貢献する。

2. 人権尊重

私達は、企業活動に関わるすべての人々の人権を尊重します。

(1) 人権の理解、尊重

- ① 国際的に認められた人権に関する国際規範を理解し、尊重する。
- ② 国際規範と国や地域の要求水準に乖離がある場合には、より高い水準を目指して努力する。

(2) 人権尊重の取り組み

- ① 企業活動において人権を尊重し、侵害しないよう努める。
- ② 企業活動において人権への負の影響が明らかになった場合には、是正に向けて適切に対応する。
- ③ 強制労働や児童労働を一切行わない。またクレハグループの外部委託先、調達先に対しても同様であるよう求める。

(3) あらゆる差別・ハラスメントの禁止

- ① 常に健全な職場環境を維持することに努め、人種、信条、性別、宗教、国籍、心身の障害、病気、出身、出生等に基づく差別を行わない。
- ② パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児・介護に関するハラスメント等、従業員の尊厳を傷つけたり、職場秩序や就業環境、職務遂行を害したりする行為を行わない。

(4) 包摂的な社会づくりへの貢献

- ① 人権侵害を受けやすい社会的に立場の弱い人の自立支援を通じて、誰一人取り残さない包摂的な社会づくりに貢献する。

3. 環境問題への取り組み

私達は、人類共通の課題である環境問題への取り組みについて、自主的かつ積極的に行動します。

(1) 環境問題への取り組み

- ① 地球環境の保護、人の安全と健康の確保は企業活動の根幹であるとの認識のもとに、社会とともに地球との共生に貢献し、持続可能な社会の実現を目指す。
- ② 地域生活環境を含む全地球的な環境の保護についての国際規則や国際法令を遵守する。

- ③ 多様な生物や生態系が存在する地球環境の保全に配慮する。
- ④ 気候変動への対策として、エネルギー効率の改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的な削減活動に取り組む。
- ⑤ 製品に含まれる、または製造工程で使用される特定の化学物質について、その使用禁止または制限に関して適用される、すべての法規制および顧客基準を遵守した化学物質管理を行う。

4. 公正な情報開示とステークホルダーとの対話

私達は、幅広いステークホルダーにとって有用で信頼性のある企業情報を積極的かつ公正に開示し、建設的な対話により、企業価値の向上を図ります。

(1) 経営情報の開示

- ① クレハグループの財務内容や事業活動状況等の経営情報を幅広いステークホルダーに対して、適時、適切に開示し、期待と信頼にこたえられるように公平・誠実に対応する。
- ② ESG（環境・社会・ガバナンス）情報、リスク情報、サプライチェーンに関する情報などを適用される法令・諸規則に限ることなく、幅広いステークホルダーにとって有用な情報を開示した上で、建設的な対話を行う。
- ③ 幅広いステークホルダーとの対話を通じて、企業価値の向上を図る。

5. 製品安全・品質保証

私達は、消費者・顧客に対して、安心して使用いただける安全で良質な製品の提供、製品に関する適切な情報提供、誠実なコミュニケーションを行い、満足と信頼を獲得します。

(1) 品質保証体制の維持向上

- ① 社会のニーズを素早く的確に把握した上で、お客様に安心して使用いただき、信頼を獲得できるよう、製品・サービスの品質向上に努める。

(2) 安全性の確保

- ① 製品・サービスの研究・開発・生産・販売等に当たっては、常に安全性に留意し、関係法令および安全基準の遵守にとどまらず、関連する社内規程をふまえ、より一層の安全性を確保する。
- ② 製品・サービスの苦情やお問い合わせ等、安全性が懸念される情報を入手した場合は、直ちに各関係部署に連絡し、速やかに適切な対応を取る。

(3) 分かりやすい情報提供

- ① 消費者、ユーザーによる製品・サービスの合理的な選択に寄与するため、必要な情報を分かりやすく提供する。

6. 地域社会の尊重と発展への貢献

私達は、良き企業市民として、地域社会を尊重し、その発展に積極的に貢献します。

(1) 社会に役立つ事業活動の促進

- ① クレハグループと社会の双方の発展に寄与するよう努める。
- ② 地域社会を始めとする社会への貢献活動に積極的に参加する。
- ③ 海外においては、その文化や慣習を尊重し、現地の発展に貢献する。

(2) 地域社会との対話促進

- ① さまざまなネットワークを通じて地域住民とのコミュニケーションに努め、地域住民の幅広い理解を得る。

7. 公正な取引、責任ある調達

私達は、公正で自由な競争ならびに適正な取引、責任ある調達を行います。また、政治、行政との健全な関係を保ちます。

(1) 国内外の競争法の遵守

- ① 他の事業者の事業活動を排除し、または支配することにより公正な競争を制限しない。
- ② 競争業者間で価格、数量、取引先、販売地域等について話し合いや申し合わせをしない。
- ③ 入札参加者同士が落札者、落札価格について話し合いや申し合わせをしない。
- ④ 自由な競争の制限につながる競争業者間の会合への参加や情報交換を行わない。
- ⑤ 再販売価格の拘束、共同ボイコット、その他の不公正な取引方法を行わない。
- ⑥ 不当な景品類の提供、不当な表示による顧客の誘引を行わない。

(2) 適正な購買取引

- ① 物品およびサービスの購買取引は、公正かつ透明とし、経済合理性に基づき行う。
- ② 取引先に製造委託等を行う際には、取適法等を遵守する。

(3) 贈収賄の禁止

- ① 政治献金や各種団体等への寄付等を行う際には、関係法令を遵守する。
- ② 政治・行政との関係は、透明かつ健全なものとし、癒着等の誤解を招く行動は厳に慎む。
- ③ 国内外の公務員またはこれに準ずる者に対して、営業上の不正な利益を得るために、またはビジネス上の便宜供与の見返りを目的として、金品等の利益の供与またはその約束・申し出を行わない。
- ④ 取引先等への接待、贈答を行う場合または取引先等からの接待や贈答を受ける場合は、健全な商慣習や一般社会的な常識の範囲内とする。

(4) 責任ある調達の促進

- ① サプライチェーン全体における自社の取り組み姿勢である調達基準を取引先企業に示し、持続可能な社会の発展を支える調達を行う。
- ② 取引先企業における調達基準の遵守および取組状況については、アンケートや実地監

査などで確認するとともに、必要に応じて取引先企業における問題点の是正を支援する。

8. 会社と社員の共生・労働安全衛生

私達は、社員の能力を高め、働きがい、多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現します。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を整備します。

(1) 人格、個性の尊重

- ① 役員および従業員は、互いの人格、個性を尊重し、主体性と創造性を最大限発揮するよう努める。
- ② 多様な人財の就労・活躍に向けた取り組みを促進する。
- ③ ワーク・ライフ・バランスを図りながら、労働生産性の向上を実現できる職場風土を目指す。

(2) 業務上の安全確保

- ① 地域住民や従業員の安全と健康を守り、事故、災害、公害を起こさない。
- ② 保安防災にあたっては、関係法令等の遵守はもとより、生産設備や運転等について自主的に定めた管理基準に従い、これを確実に実行する。
- ③ 万が一、業務上の事故、災害等が発生した場合は、人的安全確保を第一とし、被害を最小限にとどめ、また、即時報告等所定の手続きを確実に実行するとともに、原因究明と再発防止に努める。

(3) 職場環境の維持

- ① 労働安全衛生法、その他関係法令および社内規程を遵守し、安全で健康的で快適な職場環境の維持に努める。

9. 危機管理

私達は、市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動やテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、組織的な危機管理を徹底します。

(1) 反社会的勢力との関係断絶

- ① 違法行為や反社会的行為に関わらないよう、基本的な法令知識や社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努める。
- ② 反社会的勢力には毅然(きぜん)として対応し、一切関係を持たない。

(2) サイバーセキュリティの確保

- ① 開発・設計・製造・提供をはじめとするさまざまな事業活動において、サイバーセキュリティ対策に努める。

(3) 災害発生時に備えた体制構築

- ① 災害に対する BCP（事業継続計画：Business Continuity Plan）の実効性を高めるなど、組織的な危機管理体制を整備して、製品・サービスの供給責任を果たす。
- ② 多様なステークホルダーと連携して事前・事後の対策を講じ、社会全体として災害等からの被害の最小化へ貢献する。

10. その他遵守事項

(1) 輸出入規制の遵守

- ① 貨物・技術を海外へ輸出・送付・提供する場合、および貨物を海外から輸入する際には、安全保障貿易管理に関する法令を始めとする輸出入関連法令を遵守し、適切な輸出入管理と手続きを行う。

(2) 個人情報の保護

- ① 業務上知り得た社内外の個人情報は、通知または公表した利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用し、漏洩しないよう厳重に管理する。

(3) 個人の利益と会社の利益が相反する行為の禁止

- ① 個人の利益のために、会社の利益を犠牲にしない。
- ② 個人の利益と会社の利益が相反する、若しくは、相反する恐れのある行為を行うときは、事前に上司に連絡する。

(4) 適正な財務報告

- ① 会計処理は、関係法令や社内規程等に従い正確に行い、虚偽または架空の記載を行わない。財務報告の信頼性を確保するために、リスクに応じて必要な統制手続きを整備・運用する。
- ② 金融商品取引法に定められた内部統制報告制度に対応するため、社内規程に従い財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を評価する。

(5) インサイダー取引の禁止

- ① 業務遂行上、クレハグループまたは取引先等の未公表の重要情報を知った場合は、その情報が公表されるまでは、それらの会社の株式等を売買しない。
- ② クレハの株式等を購入・売却する際には、社内の手続きに基づき行う。

付 則

本行動規範は、2024 年 1 月 1 日から施行する。

以 上